

# 内閣府ウェブ報告システム稼働のお知らせ

さいたま市市民協働推進課

## 1. NPO法人の手続きがオンライン上でできるようになります

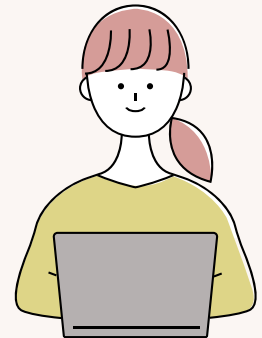
令和5年3月、内閣府NPO法人ポータルサイトに「ウェブ報告システム」機能が追加されました。「ウェブ報告システム」では、所轄庁へ提出していた申請書・届出について、オンラインで提出することができます。

これに併せて、さいたま市では、令和5年12月1日(金)から「ウェブ報告システム」を導入し、オンラインでの手続きを開始します（一部申請書類を除く）。

※従来どおり、書面（郵送・持参）での提出も可能です。

## 2. 対象となる手続き

- ・ 設立・定款変更
- ・ 事業報告書の提出
- ・ 役員変更届の届出 など



NPO基礎情報 | 有識者会議・研究会等 | 統計調査等 | 法律・制度改正 | NPO法Q&A | 寄附について

つながる。未来へのサポート。

認証NPO法人 (8月31日現在) **50,133**件

うち、所轄庁認定・特例認定NPO法人 (10月24日現在) **1,280**件 (認定1,242件 / 特例認定38件)

新着情報

10月4日 2023年度(令和5年度)特定非営利活動法人に関する実態調査(回答期限終了のお知らせ)

10月2日 「NPO法人のテロ資金供与対策について」を一部更新しました

9月29日 2022年度(令和4年度)市民の社会貢献に関する実態調査 報告書を掲載しました。

8月31日 条例による事務処理特例制度を活用した特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務

法人ログイン

法人ログインのページに移動します



こちらから進んでください

オンラインでのお手続きには、事前にアカウント登録等の手続きが必要です。詳細は内閣府NPOホームページ（上図）をご確認ください。

内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp>

### 3. オンラインによる住民票の提出方法



スキャンしたデータ（住民票のPDF等）を添付して提出してください。

### 4. 事業報告書は毎事業年度3か月以内にご提出ください

実施した事業の実績・財政状況・役員の就任状況等について、期限内に事業報告書等を作成して提出してください。

例 3月31日が事業年度末の法人は、6月30日が提出期限です。

### 5. 役員が再任となった場合も届け出が必要です

役員について、新任・再任・辞任・解任・死亡・住所変更・改姓等の変更があった場合は、所轄庁へ届け出てください。役員の任期は最長2年までですので、少なくとも2年に1度は必ず届出が必要です。

4及び5の書式例は、さいたま市ホームページに掲載しています。

さいたま市ホームページ

<https://www.city.saitama.jp>

暮らし・手続き>コミュニティ・市民活動  
>NPO法人>NPO法人の申請・届出書類



NPO法人の申請・届出書類のページに移動します

### 6. お問い合わせ先



#### ◆システム操作に関するお問い合わせ

サポートデスク

電話0120-876-531

月曜日から金曜日（祝日除く）

9:30~18:15（12:00~13:00除く）

#### ◆制度に関するお問い合わせ

市民協働推進課までご連絡ください。

さいたま市市民協働推進課

〒330-0055

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11番1号 コムナーレ9階

電話 048-813-6404 FAX 048-887-0164